

佐賀県生活排水処理構想

(詳細版)

(案)

佐賀県

令和8年 月

目 次

第1章 総論

- 1. 構想策定の趣旨と見直しの経緯 |
- 2. 構想策定の意義 |

第2章 生活排水処理の役割としくみ

- 1. 生活排水処理の役割 2
- 2. 生活排水処理の方式 2
- 3. 生活排水処理事業の種類 4

第3章 生活排水処理の現状と課題

- 1. 生活排水処理施設の整備 5
 - (1) 現状 5
 - (2) 課題 7
- 2. 生活排水処理施設の維持管理 9
 - (1) 生活排水処理施設の老朽化 9
 - (2) 污泥の有効利用 | 0
 - (3) 合併処理浄化槽の適正な管理 | 0
- 3. 生活排水処理事業の運営 | |
 - (1) 事業の運営 | |
 - (2) 自治体の執行体制 | |
 - (3) 集合処理施設の接続率向上 | 2
- 4. 大規模災害や事故への対応 | 3
 - (1) 気候変動を踏まえた浸水対策 | 3
 - (2) 地震対策 | 3
 - (3) 事故対策 | 3

第4章 佐賀県生活排水処理構想

- 1. 基本方針 | 4
- 2. 施策と取組 | 5
- 3. 生活排水処理の今後の目標 | 6
- 4. 重要課題 | 7
- 5. 構想の推進 | 7
- 6. 生活排水処理構想図 | 7

(参考資料)

参考1 構想の流れ

参考2 R13年度末 市町別污水处理人口普及率(短期目標)

参考3 R18年度末 市町別污水处理人口普及率(中期目標)

参考4 R23年度末 市町別污水处理人口普及率(長期目標)

参考5 合併処理浄化槽区域の普及率(市町別)

参考6 集合処理区域の接続率(市町別)

参考7 生活排水処理施設の効率的な整備推進を目指した各市町の取組

第1章 総論

1-1. 構想策定の趣旨と見直しの経緯

佐賀県では、「森川海はひとつという思いを人が未来へつなぐ」という理念のもと、「森川海人プロジェクト」を推進しています。佐賀の豊かな自然環境を未来につなげていく上で、生活排水処理は重要な取組の一つです。

本県の生活排水処理においては、県民の衛生的で快適な生活環境の確保や、海・川など公共用水域の水質保全を目的として、平成8年3月に「佐賀県下水道等整備構想」を策定しました。以降、社会情勢の変化等に応じて、平成16年3月、平成23年3月及び、平成28年3月の3回の見直しを行い、生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に進めてきました。

その結果、汚水処理人口普及率（以下「普及率」）は、構想策定時の基準である平成5年度末の22.0％から、令和6年度末には88.3％へと大きく向上しました。全国平均（令和6年度末：93.7％）との差も縮まってきており、今後も地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備を着実に進めていく必要があります。

生活排水処理施設の整備が進む一方で、本県では平成9年から人口減少が進行しており、令和5年度末には人口が80万人を下回る状況となりました。人口減少は下水道使用料収入の減少や技術職員数の減少を招き、生活排水処理事業を取り巻く環境は一層厳しくなっています。また、高齢化も進んでおり、合併処理浄化槽では後継者がいない場合などに設置が見送られるケースが多いことが課題となっています。

さらに、下水道等については生活排水処理施設の老朽化が進行しており、令和7年1月には埼玉県八潮市で大規模な道路陥没事故も発生するなど、老朽化対策は全国的な課題となっています。それに加え、下水道については気候変動により激甚化・頻発化する豪雨災害への浸水対策や、能登半島地震を契機とした耐震化対策も重要な課題です。

これらの課題への対応には膨大な予算が伴うため、財源を確保する必要があります。さらに、下水道等の経営安定化も求められていることから、本県では令和4年3月に「佐賀県生活排水処理広域化・共同化計画」を策定し、従来の市町の枠に捉われない広域的で効率的な生活排水処理事業の推進に取り組んでいます。

このような背景を踏まえ、持続可能な生活排水処理システムの構築に向けて、県と市町が一体となって取り組むため、「佐賀県生活排水処理構想」の見直しを行いました。

1-2. 構想策定の意義

構想策定の意義は、県全体の生活排水処理の将来像を示すとともに、生活排水処理施設の計画的・効率的な整備促進や、持続可能な事業運営の実現、大規模災害や事故への対応について、今後の方向性を明確にすることにあります。そのため、短期目標及び中期目標を設定し、具体的な取組を示します。

構想策定の主な効果

効果1

地域の人口動態を踏まえた処理区域の見直しや、地域の実情に応じた処理方式による生活排水処理施設の整備が計画的・効率的に実施できる

効果2

人口減少や生活排水処理施設の老朽化を見据え、処理施設の統廃合等の広域化・共同化の施策を計画的に行うことが可能となり、持続可能な事業運営ができる

効果3

短期目標、中期目標を示し、適切な進捗管理を行うことで、生活排水処理に関する施策の推進が図られる

第2章 生活排水処理の役割としくみ

2-1. 生活排水処理の役割

(1) 生活環境の改善・公衆衛生の向上

各家庭などから排水される汚水（し尿、台所・風呂・洗濯機等の生活雑排水）を処理することで、害虫や悪臭の発生による生活環境の悪化を防止し、トイレの水洗化により快適な住環境の実現が可能となります。



(2) 河川・湖沼・海域の水質保全

家庭や工場などからの汚水を適切に処理することで、河川などの公共用水域の水質を良好に保ちます。

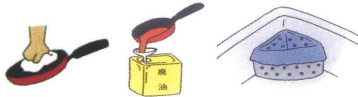


その他、下水道には降雨を集めて河川や海域へ排水することで、内水氾濫を防ぎ、住民の生命や財産を守るとともに、交通など都市機能の確保にも寄与する浸水（雨水）被害の軽減の役割もあります。

水をきれいに守るために家庭でできること

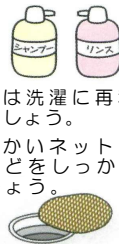
キッチンでできること

- ・食事や飲み物は必要な分だけ作り、食品ロスを減らしましょう。
- ・水切り袋、三角コーナーなどを利用して調理くずを流さないようにしましょう。
- ・油污れはふきとってから洗いましょう。使い終わった油は回収するなど水に流さないようにしましょう。



お風呂でできること

- ・シャンプー、リンスは適量を使いましょう。
- ・お風呂の残り湯は洗濯に再利用して節水しましょう。
- ・排水口に目の細かいネットをつけて髪の毛などをしっかりキャッチしましょう。



洗濯でできること

- ・洗剤はきちんと計量して、適量を使いましょう。



まずは家庭のちょっとした工夫から…



2-2. 生活排水処理の方式

生活排水処理は、「集合処理」と「個別処理」に大別されます。

(1) 集合処理（公共下水道施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等）

家庭や事業所などから排水される汚水を下水管を通じて処理場に集め、処理場で浄化した後、川や海へ排水します。

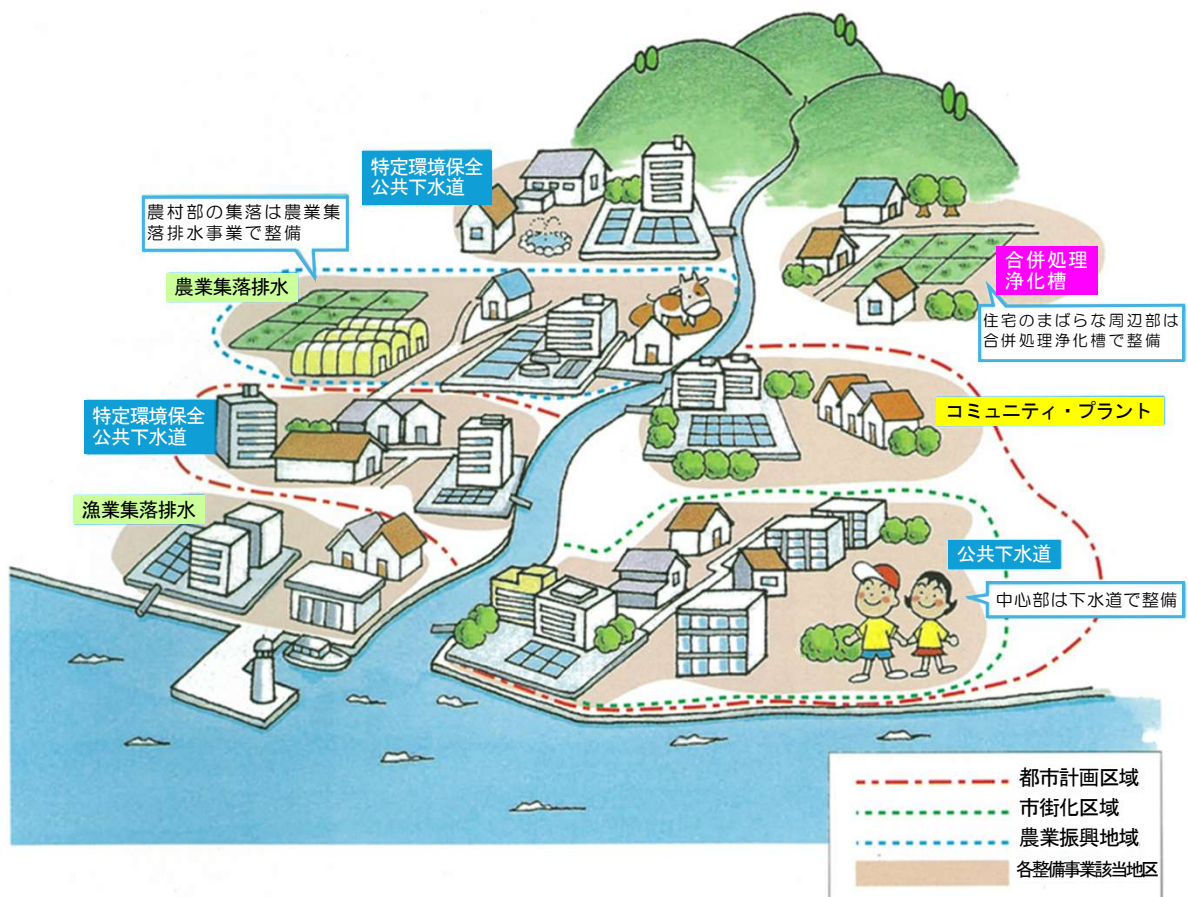
この方式は広域的な範囲で効率的かつ効果的な処理が可能であり、主に市街地など人口密集地域において有効です。

(2) 個別処理（合併処理浄化槽）

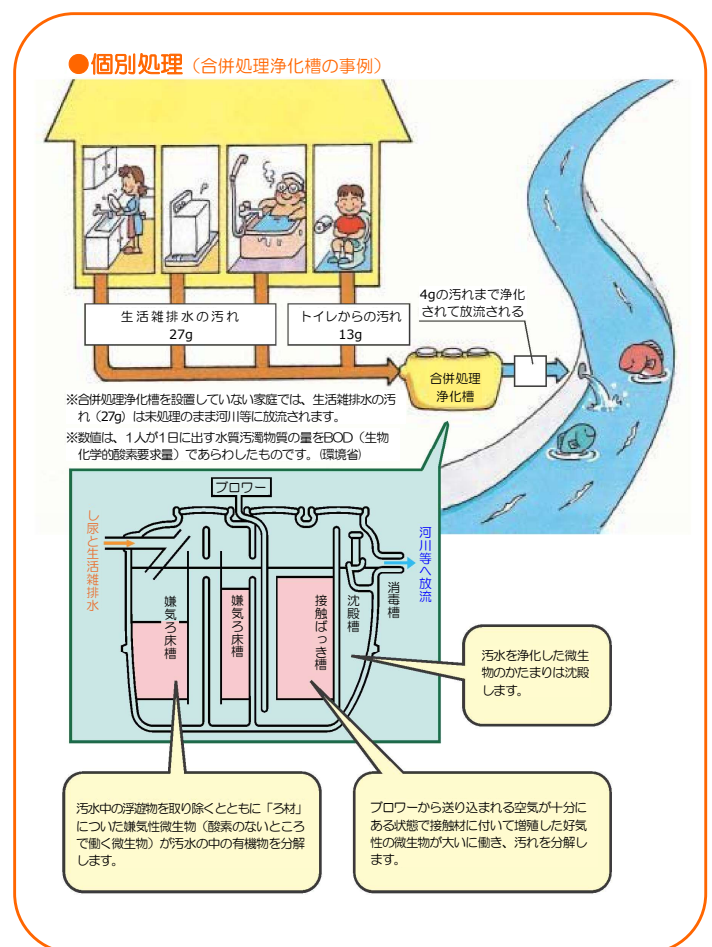
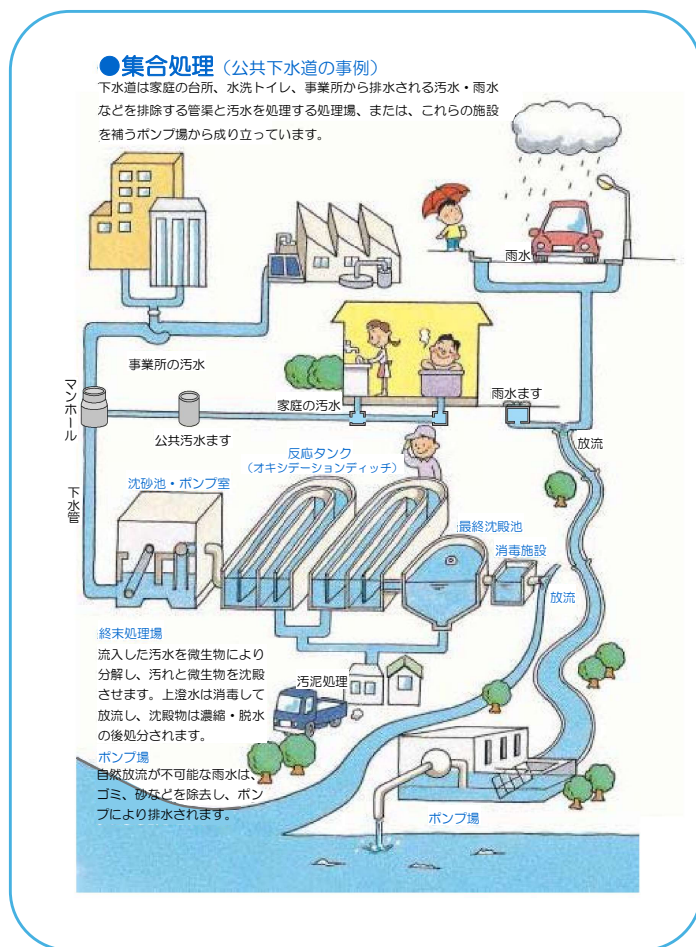
主に各家庭などに設置された合併処理浄化槽によって汚水を浄化し、川などへ排水します。

地形の影響を受けにくく、短期間で設置可能で、比較的安価であることから、家屋が散在する地域において有効な手段です。

※生活排水処理施設整備事業の概念図は図1、集合処理と個別処理のしくみの概念図は図2に示します。



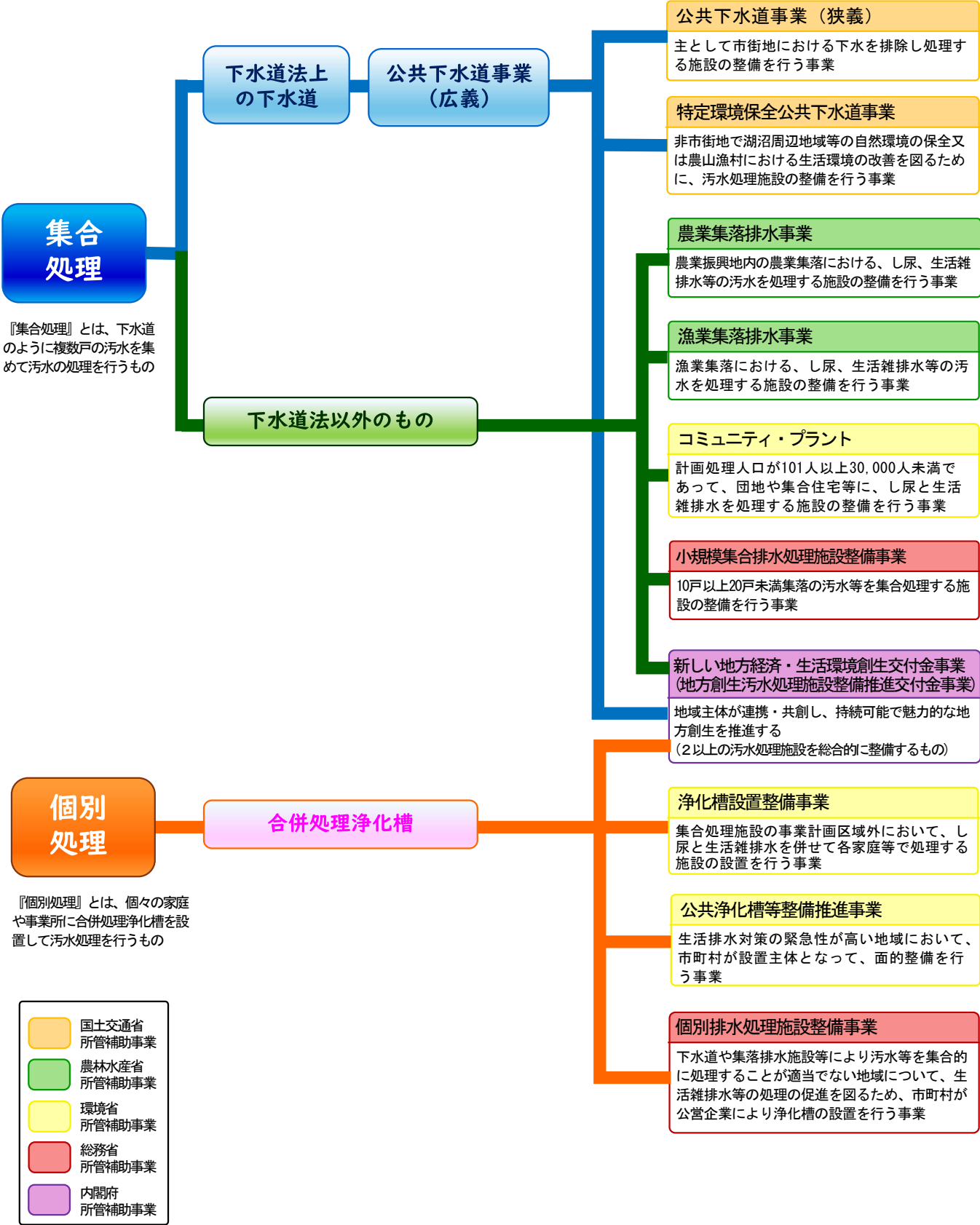
<図1 生活排水処理施設整備事業の概念図>



<図2 集合処理と個別処理のしくみの概念図>

2－3．生活排水処理事業の種類

生活排水処理施設を整備する事業には、以下のような種類があります。（図3参照）



< 図3 生活排水処理施設整備事業の種類 >

第3章 生活排水処理の現状と課題

3-1. 生活排水処理施設の整備

(1) 現 状

本県では、公共下水道が17市町、農業集落排水が14市町、漁業集落排水が2市町で供用されており、合併処理浄化槽は全市町で設置が進められています。

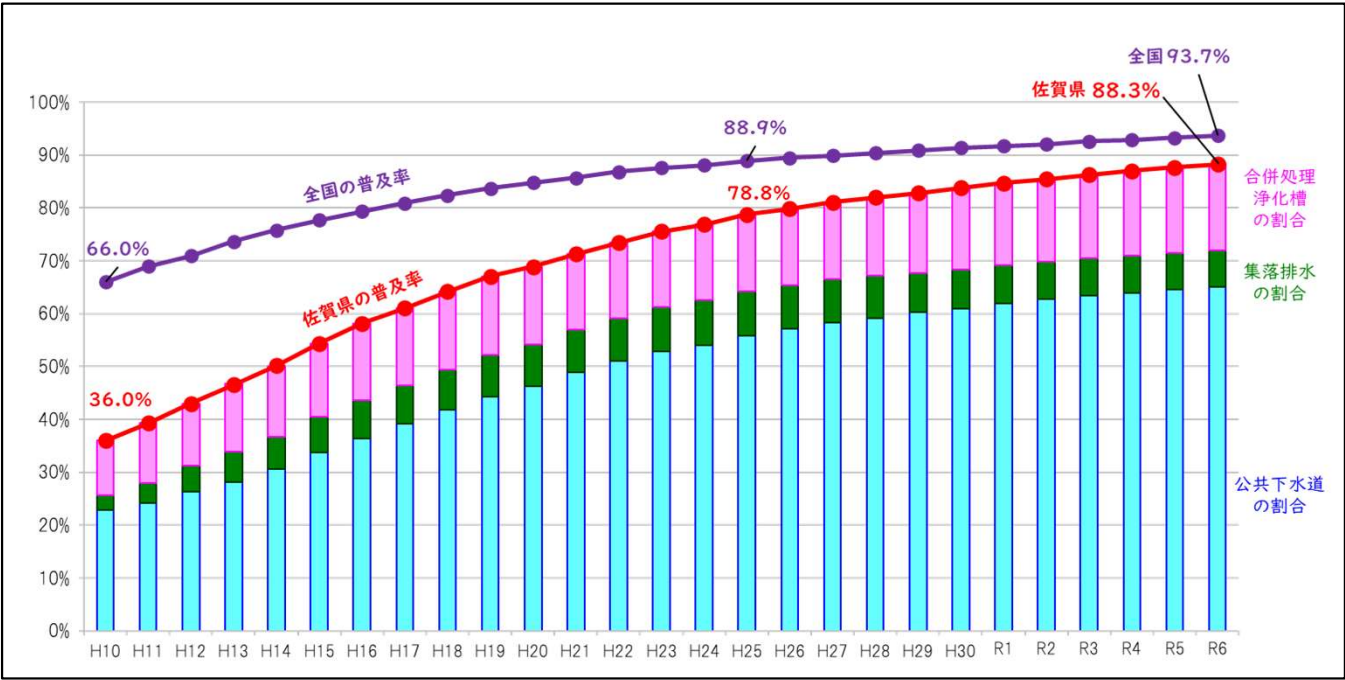
令和6年度末時点の県全体の普及率は88.3%で、全国平均（93.7%）を下回っていますが、全国平均は平成25年度から4.8ポイント上昇しているのに対し、本県は9.5ポイントと全国を上回るスピードで普及が進んでおり、その差が縮まりつつあります。この結果、令和6年度末の処理人口は約70万人となり、平成25年度より約3万人増加しました。（表1、図4、5参照）

このように整備促進が図られたことで、本県の未整備人口は約9.2万人と、全国で11番目に少ない状況となっています。（図6参照）

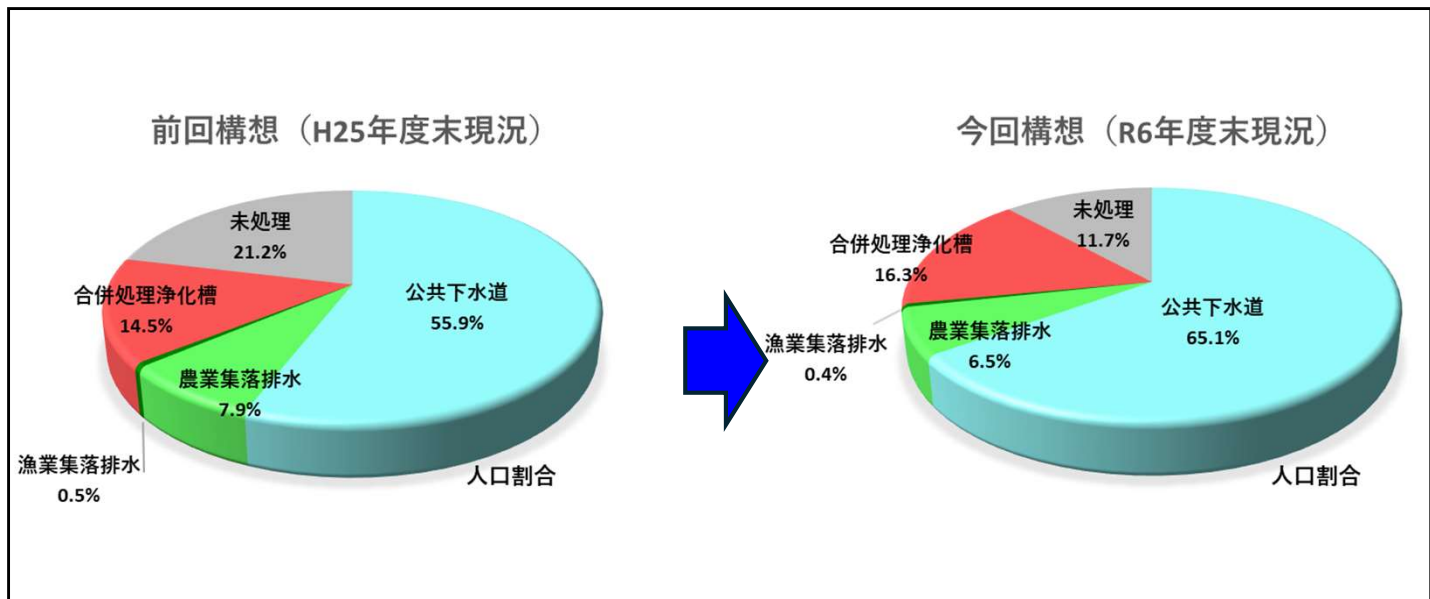
＜表1 県内の生活排水処理施設整備状況＞

整備手法		平成25年度末 (前回構想現況)			令和6年度末 (今回構想現況)			普及率 増減 (%)
		供用開始 市町数	処理人口 ^{※3} (人)	普及率 ^{※2} (%)	供用開始 市町数	処理人口 ^{※3} (人)	普及率 ^{※2} (%)	
集合 処理		19	595,229	89.6%	19	582,263	97.2%	7.6%
	公共下水道	17	522,891	89.0%	17	527,365	97.0%	8.0%
	集落排水	17	72,338	94.3%	15	54,898	99.1%	4.8%
	農業集落排水	16	68,101	95.3%	14	51,909	100.0%	4.7%
	漁業集落排水	2	4,237	80.2%	2	2,989	85.0%	4.8%
個別 処理		20	73,331	39.7%	20	115,287	60.3%	20.6%
	合併処理浄化槽	20	73,331	39.7%	20	115,287	60.3%	20.6%
市町数・処理人口 ^{※3}		20	668,560		20	697,550		
市町数・行政人口 ^{※3}		20	848,757		20	790,410		
汚水処理人口普及率 ^{※1} (佐賀)		78.8%			88.3%			9.5%
汚水処理人口普及率 ^{※1} (全国)		88.9%			93.7%			4.8%

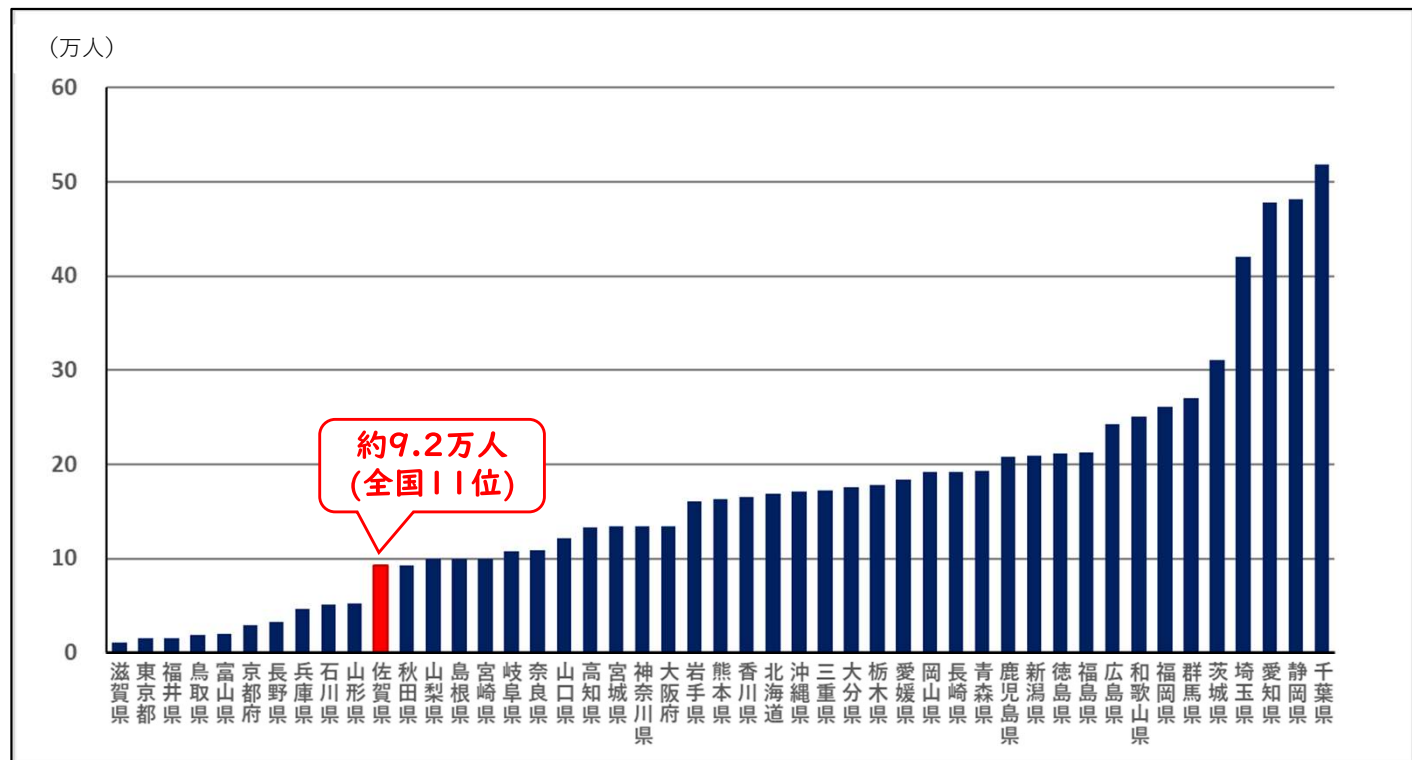
※ 1 汚水処理人口普及率 (%) = 処理人口 ÷ 行政人口
※ 2 処理区域別の普及率 (%) = 処理人口 ÷ 処理区域内人口
※ 3 処理人口は処理区域内の普及人口、行政人口は住民基本台帳の人口



＜図4 佐賀県の汚水処理人口普及率の推移＞



<図5 汚水処理人口普及率の整備手法別の割合>



<図6 未整備人口の全国順位（令和6年度末）>

(2) 課 題

本県の普及率の伸びは全国平均を上回っているものの、市町間の普及格差や整備手法別の普及進捗の差が課題となっています。

(2) - 1 市町間の普及格差

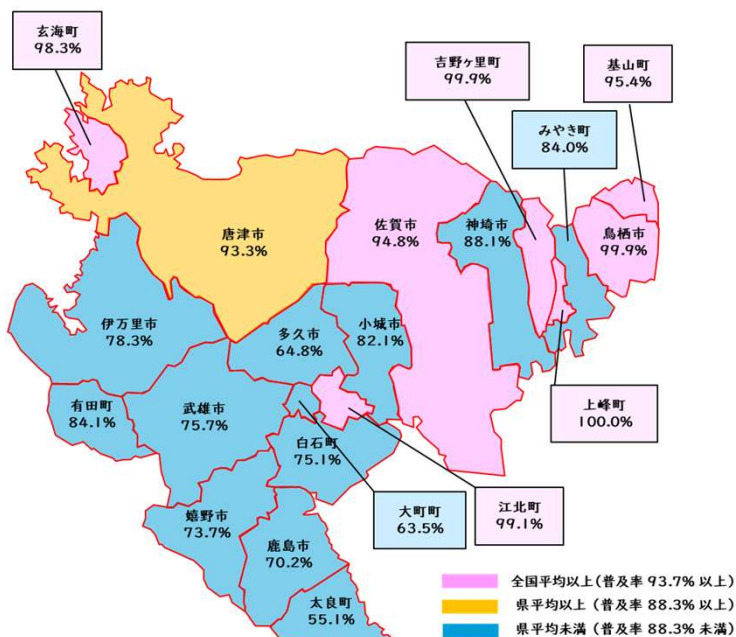
本県の生活排水処理施設整備は、昭和46年度に佐賀市で公共下水道整備が始まり、都市部を中心に整備が進められましたが、地方部では遅れて下水道や合併処理浄化槽等の整備が進められてきました。

その結果、普及率は令和6年度末で全国平均(93.7%)を上回る市町は7市町、県平均(88.3%)を下回る市町は12市町あり、市町間の格差が生じています。

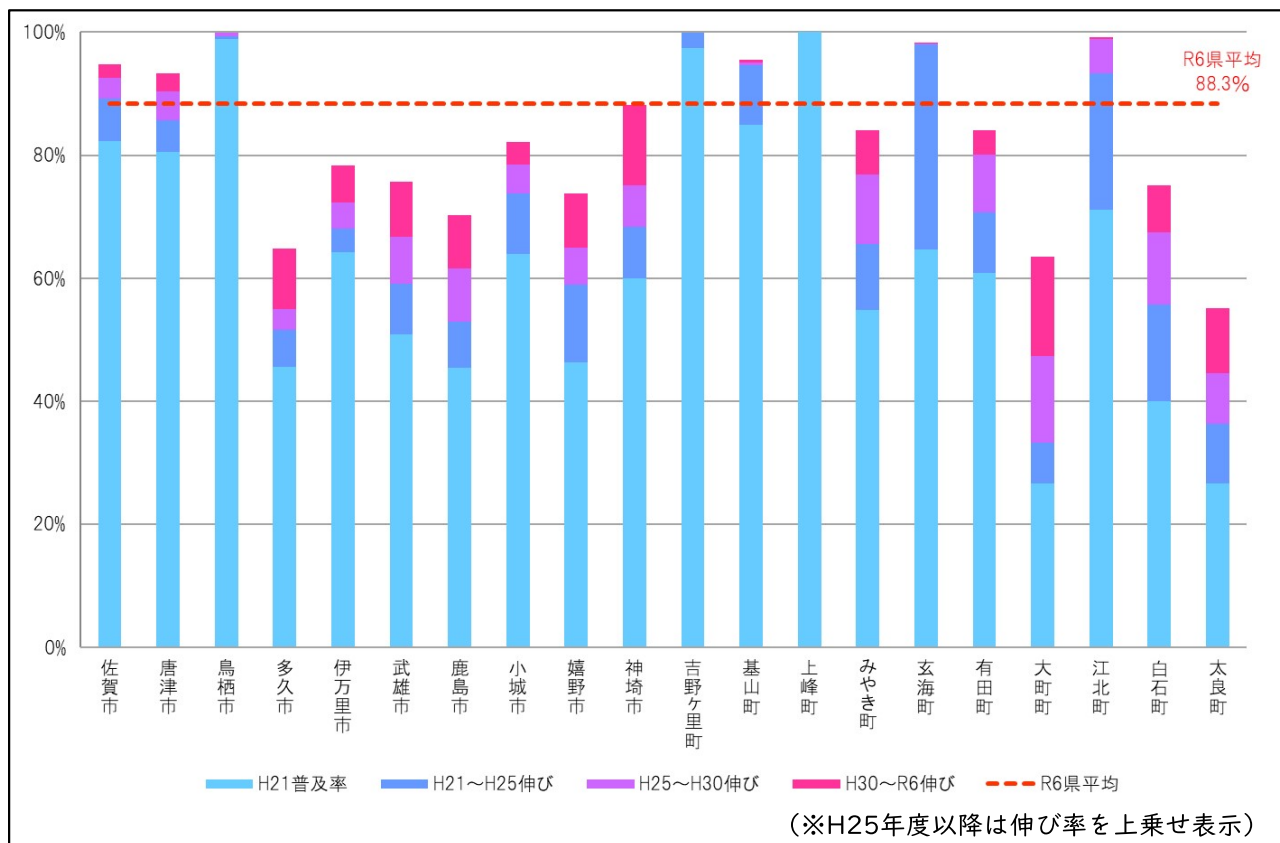
(図7、8参照)

原因としては、事業着手が人口規模が大きい市町では早かった反面、人口規模が小さい市町では遅かったことや、地方部において、地理的・地形的条件や家屋の散在により整備が困難であったことが考えられます。

整備が遅れている市町については、引き続き、普及促進の取組を継続していく必要があります。



<図7 市町別汚水処理人口普及率(令和6年度末)>



<図8 生活排水処理施設整備状況(市町別)>

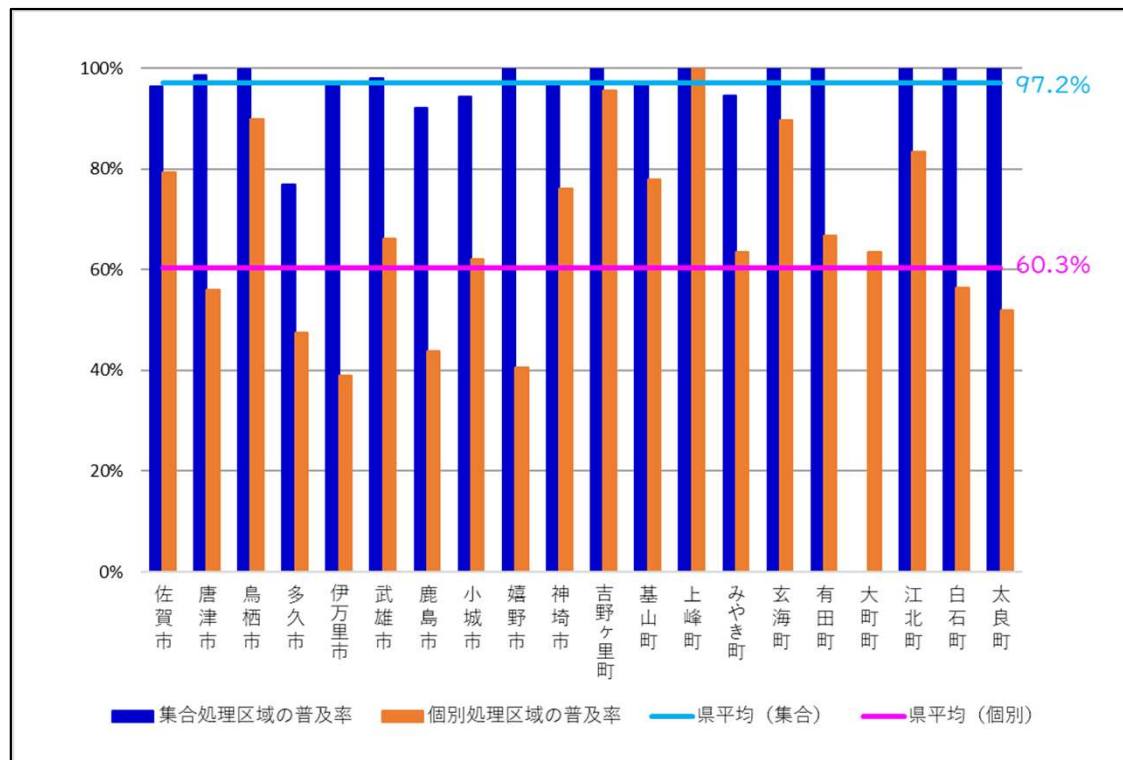
（２）－２ 整備手法別の普及進捗の差

整備手法別の普及率は令和６年度末で、公共下水道区域は97.0%、農業集落排水区域は100%、漁業集落排水区域は85.0%で、集合処理全体では97.2%に達しています。

一方、個別処理の合併処理浄化槽区域の普及率は60.3%と低く、未整備人口は集合処理区域の約4倍であり、整備手法による普及の差が生じています。

原因としては、集合処理は“面”整備に対し、合併処理浄化槽は“一軒ごとの点”整備であることや、合併処理浄化槽は原則個人設置のため、コスト面で個人の意向が大きく影響すること、また、高齢世帯で後継者がいない場合、設置を見送るケースがあることなどが考えられます。

図９に示すよう、多くの市町で個別処理区域の普及が遅れているため、合併処理浄化槽の整備を促進していく必要があります。



<図９ 市町別整備手法別の普及状況（令和６年度末）>

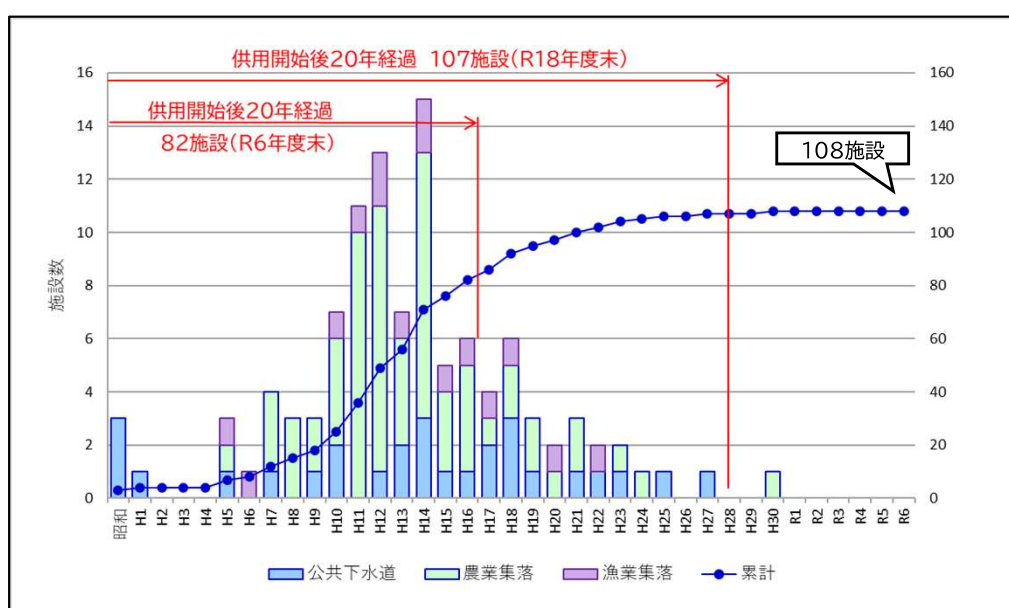
3-2. 生活排水処理施設の維持管理

(1) 生活排水処理施設の老朽化

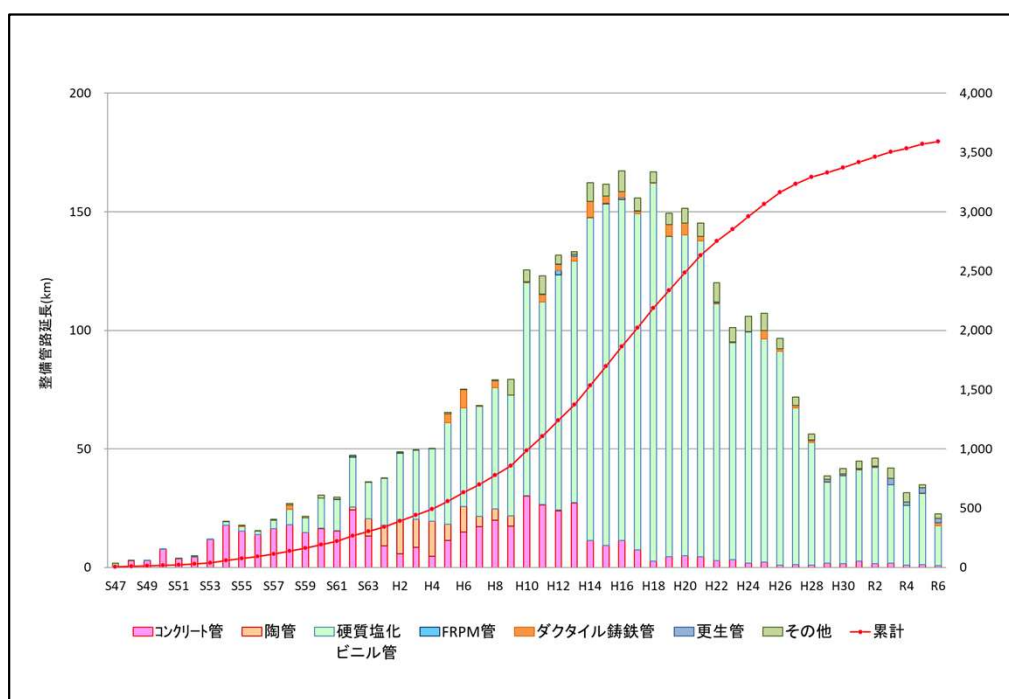
県内の処理場は佐賀市下水浄化センターの昭和53年供用開始を皮切りに、図10に示すとおり、令和6年度末で108施設が供用されており、そのうち82施設（約76％）が供用後20年以上経過している状況です。令和18年度末には107施設（約99％）の処理場が供用後20年以上となる見込みで、大規模な更新時期を迎えます。

一方、下水道管路については図11に示すとおり、約3,600kmとなっており、今後も増加が見込まれます。下水道管路のうち、汚水管については内径2m以上の管は無く、管種は硬質塩化ビニル管が多いが、幹線にはコンクリート管などが使用されているため、定期的な調査・点検と緊急度に応じた対応を行っている状況です。

こうしたことから、下水道等の生活排水処理施設を管理する全ての市町ではストックマネジメント計画を策定しました。現在、計画に基づき、予防保全に取り組んでいるところであり、引き続き取り組む必要があります。併せて、処理場の多くを占める集落排水施設では、更新時になれば、膨大な費用が発生するため、広域化・共同化の観点から処理施設の統廃合の検討も必要です。



<図10 県内の供用開始年度別の集合処理施設（処理場）数>



<図11 県内の下水道管路の整備延長>

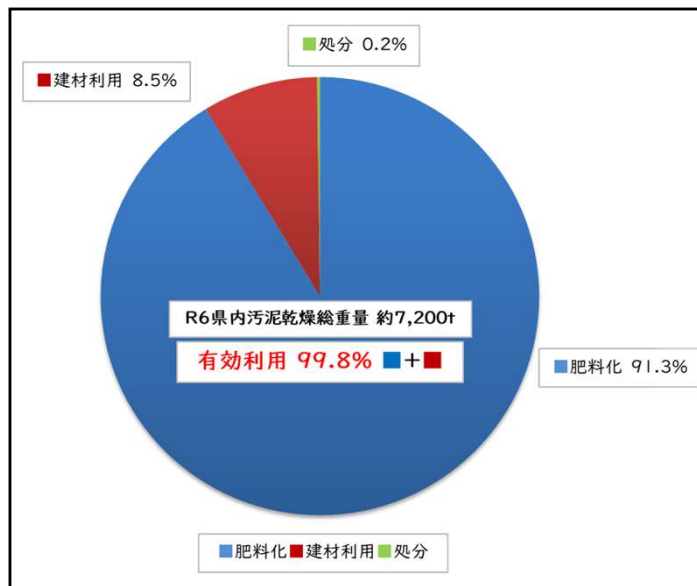
(2) 汚泥の有効利用

従来、産業廃棄物として処分されてきた下水汚泥については、循環型社会の形成を目指して有効活用してきました。下水道法においても、平成27年に改正がなされ、公共下水道管理者は、発生汚泥等の処理にあたり、脱水、焼却等による減量化だけでなく、燃料又は肥料としての再生利用に努めることとされています。

県内では図12に示すとおり、令和6年度に発生した汚泥の乾燥総重量は約7,200tで、そのうち約99.8%が肥料や建設資材として再利用されています。

さらに、佐賀市などの下水処理場においては汚泥処理の過程で発生する消化ガスを有効活用し、処理場内の電力自給率を向上させる取組も進められています。

引き続き有効活用の取組を進めていく必要があります。



<図12 汚泥の有効利用状況（令和6年度末）>

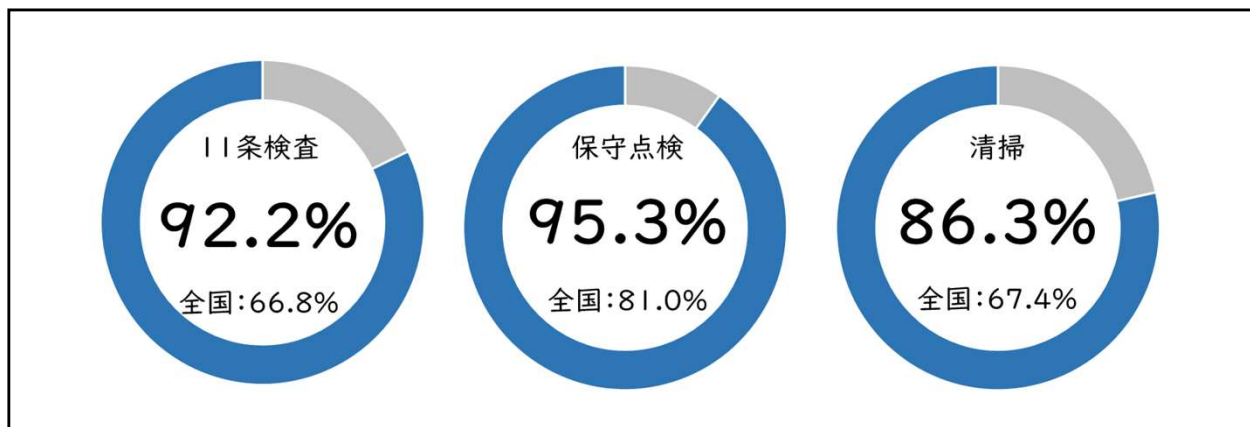
(3) 合併処理浄化槽の適正な管理

合併処理浄化槽区域の令和6年度末の普及率は60.3%であり、集合処理に比べ低い状況ですが、平成25年度末は39.7%であったことから、20.6ポイント上昇しています。処理人口にすると平成25年度末の約7万人から約4万人増加し、令和6年度末では11万人を超えており、着実に普及が進んでいるところです。

一方、河川など公共用水域の水質を良好に保全していくためには、普及促進に加えて、これまでに設置された合併処理浄化槽の機能を維持するため、適正に管理していくことが重要です。このため、浄化槽法では浄化槽管理者に対して11条検査※の受検、保守点検・清掃の実施を義務付けています。令和6年度末の県内における11条検査の受検率や、保守点検、清掃の実施状況については、それぞれ約9割となっており、全国平均を上回っている状況にあります。（図13参照）

しかしながら、未だ11条検査の未受検や、保守点検や清掃の未実施もあることから、引き続き、浄化槽管理者に適正な管理を促す取組を進めていく必要があります。

※11条検査・・・浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを確認するため、毎年1回定期的に行われる検査



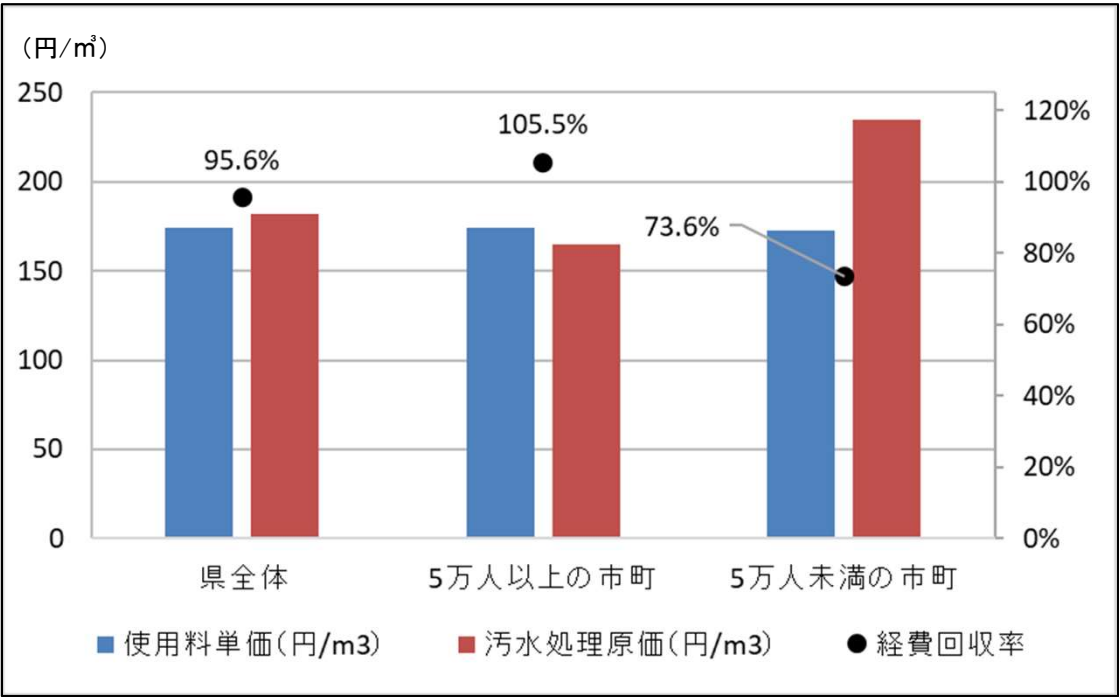
<図13 合併処理浄化槽における11条検査受検率、保守点検・清掃の実施率（令和6年度末）>

3－3．生活排水処理事業の運営

(1) 事業の運営

下水道等の事業の運営は使用料収入によって賄われる公営企業として位置づけられており、経営の合理化が求められています。集合処理を管理する県内の19市町の企業会計導入については、平成25年度末において4市町だったが、現在では19市町の全てとなりました。しかしながら、市町の人口規模別の経費回収率では、5万人未満の市町においては、使用料単価に比べ污水处理原価が上回っており、経費回収率が低い現状にあります。（図14参照）

今後は、人口減少による収入減や生活排水処理施設の老朽化による更新費用の増加が見込まれ、経営環境はさらに厳しくなると予測されるため、使用料単価の適正な設定や広域化・共同化等の様々な取組による污水处理原価の縮減が必要です。



<図14 県内の経費回収率の状況（令和5年度）>

(2) 自治体の執行体制

生活排水処理施設の整備が概成した自治体では技術職員数が減少し、さらに経験豊富な技術職員の退職によりノウハウの継承が困難になるなど、執行体制の弱体化や技術力の低下が進んでいます。

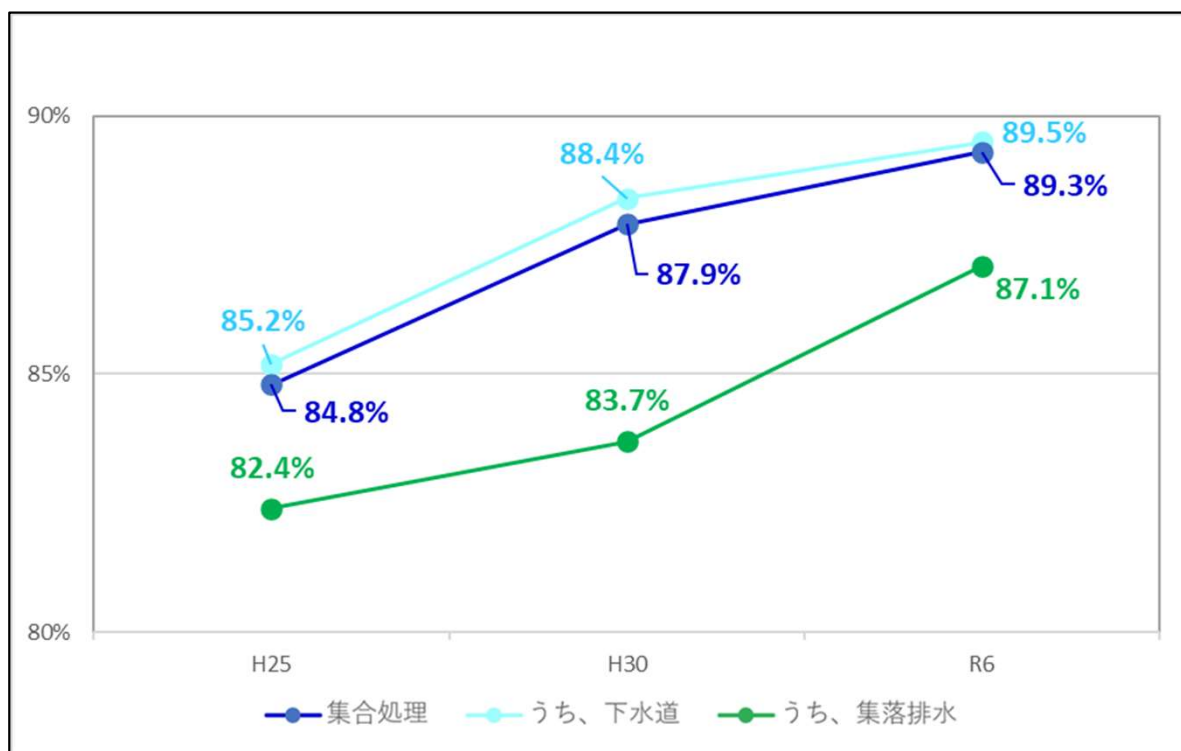
このため、広域化・共同化計画に基づく処理施設の統廃合や共同発注、ストックマネジメント計画による予防保全、新技術の活用による点検・補修などの取組により業務の効率化を図る必要があります。

(3) 集合処理施設の接続率向上

集合処理施設の接続率については、図15に示すとおり年々着実に伸びており、令和6年度末における接続率は下水道で89.5%、集落排水で87.1%であり、集合処理全体では89.3%となっています。平成25年度末と比べると4.5ポイント上昇していますが、未だ約6.1万人の人が接続されていない現状です。

原因としては、高齢世帯などでは、接続工事のコストが大きな負担になっていることが考えられます。

集合処理施設の使用料収入を上げ、経営安定化を図るためにも、個別訪問や啓発活動など接続率向上に向けた取組が必要です。



<図15 県内の集合処理の接続率の状況>

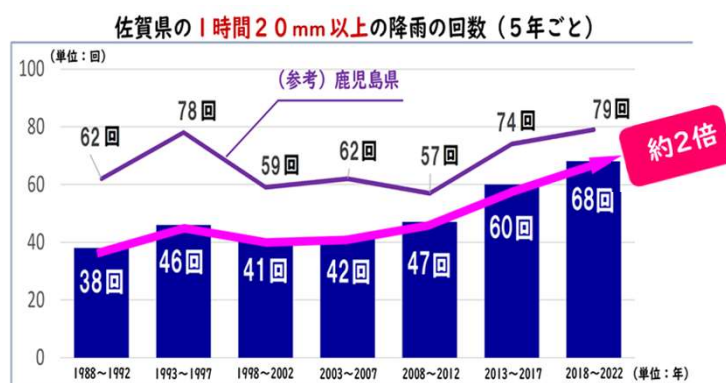
3-4. 大規模災害や事故への対応

(1) 気候変動を踏まえた浸水対策

近年、気候変動により浸水被害が激甚化・頻発化しており、県内でも令和元年や令和3年に大規模な内水氾濫が発生しています。（図16参照）このため、雨水幹線水路や雨水ポンプのハード整備に加え、雨水出水（内水）浸水想定区域図やハザードマップを策定し住民自らの避難行動を促すソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策が必要です。

また、近隣県では豪雨により処理場が水没し、機能停止が発生する災害も生じています。このため、浸水リスクのある処理場については耐水化を進めていく必要があります。また、こうした災害時でも事業継続が可能となるよう、下水道を管理する全ての市町では下水道BCP（業務継続計画）を策定しました。今後は豪雨災害の状況を踏まえながら、引き続き下水道BCPの見直しなどを柔軟に行っていく必要があります。

また、災害時のトイレ機能確保のため、市町ではマンホールトイレの整備も進められています。未だ整備していない市町もあることから、引き続き整備を進めていく必要があります。



＜図16 佐賀県における降雨状況の変化と、令和3年8月豪雨での武雄市の状況＞

(2) 地震対策

令和6年1月の能登半島地震を踏まえ、下水道システムの急所施設（その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）や避難所等の重要施設に接続する管路について、市町では上下水道耐震化計画を策定しています。上下水道のうち、本県における下水道施設の耐震化率は全国平均より高い状況となっていますが、今後の地震に備え、引き続き上水道と連携して耐震化を図る必要があります。

また、国では能登半島地震を踏まえ、下水道BCP策定マニュアルの改訂が進められており、今後はそれに応じた下水道BCPの見直しを進める必要があります。

(3) 事故対策

令和7年1月に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、佐賀県道路メンテナンス会議の下部組織として令和7年5月に「佐賀県地下占用物連絡会議」が設置され、道路管理者と占有者の連携強化が図られています。

今後も道路陥没事故等の未然防止のため、ストックマネジメント計画に基づき、適切な点検・補修を進めていく必要があります。

また、県内では維持管理上のトラブルにより処理場の機能停止が発生しました。このため、機器の点検や動作確認の徹底など、維持管理上の事故防止に向けた取組が必要です。

第4章 佐賀県生活排水処理構想

4-1. 基本方針

生活排水処理施設は、衛生的で快適な生活環境を実現し、海や川など公共用水域の水質を保全するために不可欠な社会インフラであり、その果たす役割は大きく、今後も効率的な整備を進めていく必要があります。

また、前章で整理した現状と課題を踏まえると、県内全域で同様に生活排水処理施設のサービスが享受できるように、特に普及が遅れている個別処理区域での整備促進が必要であり、さらに、人口減少に伴う使用料収入や自治体職員の減少、生活排水処理施設の老朽化など維持管理・運営を取り巻く課題も多く、持続可能な生活排水処理システムの構築のほか、昨今の激甚化する大規模災害や事故への備えも求められています。

生活排水処理施設の整備や適正な維持管理のためには、県民の理解と協力が不可欠であり、生活排水処理施設の果たす役割をはじめ、整備手法ごとの普及率や事業運営、災害対応等に対する将来的な展望について、県民に分かりやすく示すことが重要です。

このような考えのもと、新たな構想では次の3つの柱を基本方針としました。

新構想の3つの柱

I 生活排水処理の整備促進

将来の人口減少や社会情勢の変化を見据え、市町の実情を考慮し、処理区域の見直しや地域に適した整備手法の検討、整備が遅れている合併処理浄化槽の普及啓発活動などを行いながら、早期の整備促進を図ります。

II 持続可能な維持管理と事業運営

生活排水処理施設の機能を維持するため、施設の計画的な改築・更新を進め、適正な維持管理を図ります。

使用料単価を適正に設定し、広域化・共同化計画に基づく処理施設の統廃合や共同発注、新技術を活用した点検・補修等を通じて業務の効率化や、コスト削減を図るとともに、下水道等の接続率向上による収入増加を目指しながら、経営の安定化を図ります。

III 大規模災害や事故への対応

気候変動に伴い激甚化する浸水被害への対策、能登半島地震の教訓を踏まえた地震対策、埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえた管路施設の点検・補修、維持管理上の事故の未然防止など、ハード・ソフト両面から対策を推進します。

課題

整備の課題

- ・市町間の普及格差・整備手法別の普及進捗の差

維持管理の課題

- ・執行体制の弱体化・技術力の低下（ヒト）
- ・生活排水処理施設の老朽化（モノ）
- ・人口減少による収入減（カネ）

災害・事故対応の課題

- ・気候変動による浸水対応
- ・大規模地震への対応
- ・大規模事故への対応

新構想の3つの柱

I 生活排水処理の整備促進

- I-1 地域に適した整備手法による早期普及促進

II 持続可能な維持管理と事業運営

- II-1 適正な維持管理
- II-2 広域化・共同化の推進
- II-3 経営の安定化

III 大規模災害や事故への対応

- III-1 気候変動を踏まえた浸水対策の推進
- III-2 大規模地震への対応の推進
- III-3 大規模事故の未然防止対策や危機対応等の推進

4－2．施策と取組

新構想では3つの基本方針と、基本方針の達成に向けた7つの施策で構成します。



4-3. 生活排水処理の今後の目標

県民が将来にわたり生活排水処理サービスを受け続けられるよう、次の施策について指標と目標値を設定します。なお、短期目標の計画目標年次は次のとおり設定します。

- ・短期目標年次：令和13年度（概ね5年後）
- 進捗確認や新たな課題への対応のための点検時期とします。

I 生活排水処理の整備促進

施策の指標と目標値		R6末 (実績)	R13末 (目標)
県内の普及格差解消に向けた			
I-1 地域に適した整備手法による 早期普及促進	⇒ 汚水処理人口普及率	88.3%	92.3%
	⇒ 集合処理区域の普及率	97.2%	98.0%
	⇒ 合併処理浄化槽区域の普及率 (重要課題)	60.3%	73.4%

II 持続可能な維持管理と事業運営

施策の指標と目標値		R6末 (実績)	R13末 (目標)
下水道等の適正な維持管理と経営安定化を目指した			
II-1 適正な維持管理	⇒ 合併処理浄化槽の法定検査の 受検率	92.2%	100.0%
II-2 広域化・共同化の推進	⇒ 処理施設の統廃合数	22箇所	30箇所
	⇒ 広域化等検討の市町数	0市町	9市町
II-3 経営の安定化	⇒ 集合処理区域の接続率 (重要課題)	89.3%	91.8%

III 大規模災害や事故への対応

施策の指標と目標値		R6末 (実績)	R13末 (目標)
災害・事故・老朽化対策に向けた			
III-1 気候変動を踏まえた浸水対策の 推進	⇒ マンホールトイレ設置の市町数	11市町	全17市町
	⇒ 雨水出水（内水）浸水想定区域 図策定の市町数	6市町	全14市町
III-2 大規模地震への対応の推進	⇒ 下水道BCP改訂(地震)の市町数	0市町	全17市町
	⇒ 管路の耐震化率	89.0%	91.0%
	⇒ 処理場の耐震化率	77.0%	85.0%
III-3 大規模事故の未然防止対策や 危機対応等の推進	⇒ 施設点検の精度強化（新技術 等）導入市町数	0市町	全19市町
	⇒ 下水道管破損に起因する道路陥 没事故数	0件	0件

4－4．重要課題

4－3に示した今後の目標の中でも、特に重要な施策の指標については、重要課題として設定し、短期目標（令和13年度：概ね5年後）に加え、中期目標（令和18年度：概ね10年後）も設定します。

施策の指標と目標値		R13末 (短期目標)	R18末 (中期目標)
重要課題			
I－1 地域に適した整備手法による 早期普及促進	⇒ 合併処理浄化槽区域の普及率 (重要課題)	73.4%	80.1%
II－3 経営の安定化	⇒ 集合処理区域の接続率 (重要課題)	91.8%	92.9%

①合併処理浄化槽区域の普及率

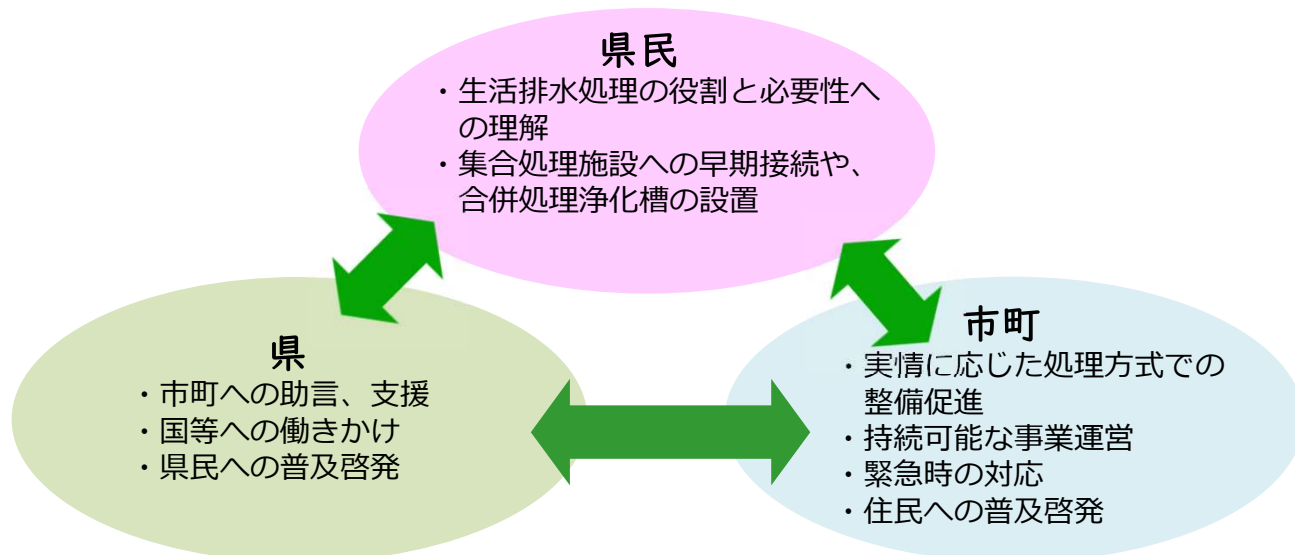
令和6年度末の普及率が約60%と低く、多くの市町で普及が遅れているため、普及率を指標として合併処理浄化槽整備の促進を図ります。

②集合処理区域の接続率

令和6年度末の普及率は約97%と高いが、未接続者も多いことから、引き続き接続率を指標として戸別訪問や啓発活動など、接続率向上に向けた取組を行い、経営の安定化を図ります。

4－5．構想の推進

構想の着実な推進を図るためには、県民、市町、県がそれぞれの役割を認識し、その役割を果たしながらお互いに連携・協働していく必要があります。（図17参照）



<図17 構想の推進イメージ>

4－6．生活排水処理構想図

生活排水処理構想図は別資料に示します。

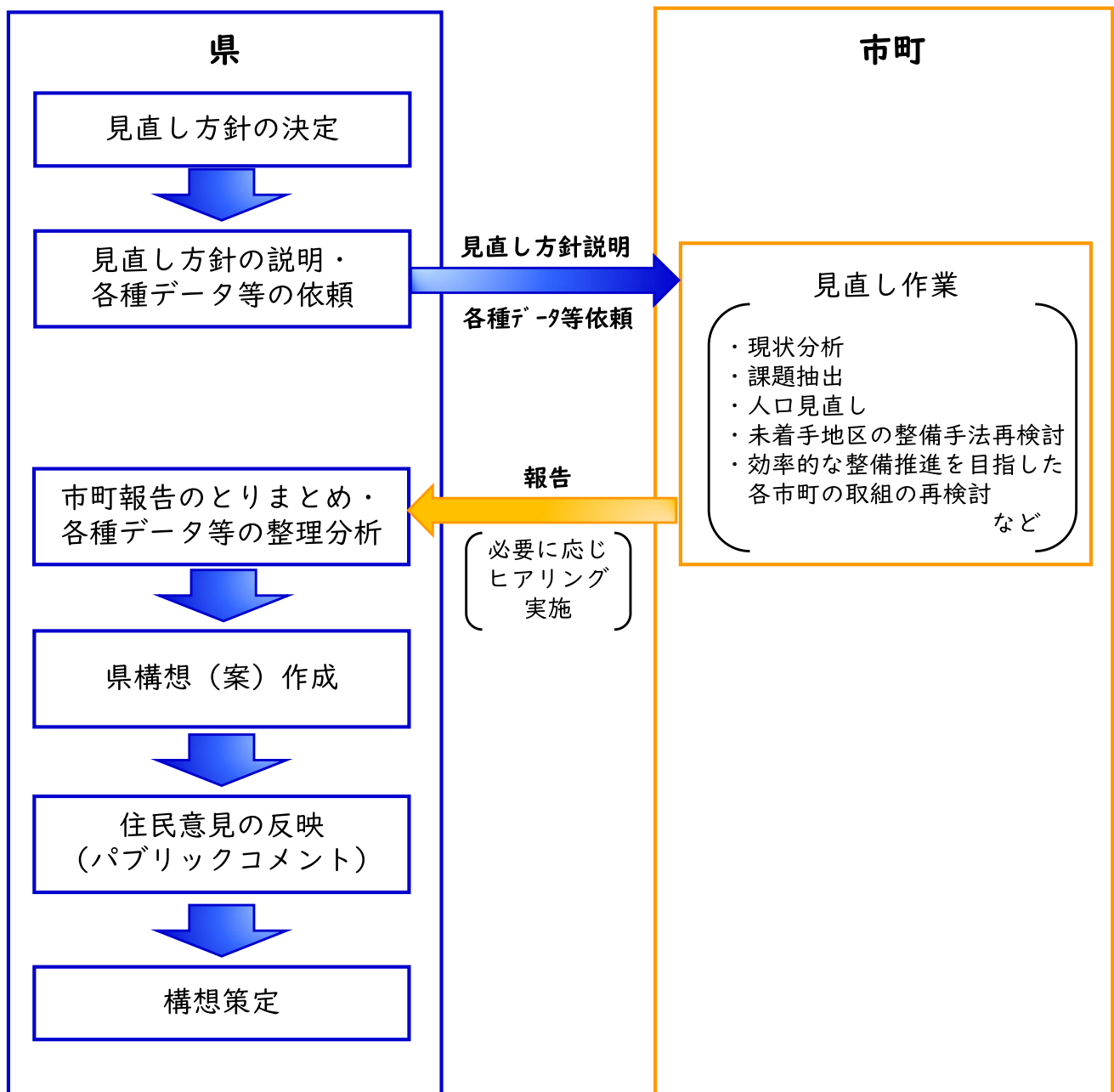
参考資料

《参考Ⅰ》構想の流れ

構想の見直しは、次の事項に留意しながら県と市が協力して進めました。

1. 人口減少など、社会情勢の変化を考慮すること。
2. 整備手法の選定にあたっては、建設費・維持管理費・耐用年数などの経済性や、各整備手法の特性、地域の実情などを総合的に勘案し選定すること。
3. 効率的な整備推進を目指した各市町の取組を定めるとともに、持続可能な管理運営を実現するため、長期的な観点で効率的な生活排水処理施設の改築・更新や運営管理手法を検討すること。

構想策定のフローを以下のとおり示します。



<構想策定のフロー>

《参考2》 R13年度末 市町別污水处理人口普及率（短期目標）

市町名	污水处理人口普及率			うち、処理区域別											
	総人口 (R14.3.31) (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	集合処理区域									個別処理区域		
				公共下水道区域			農業集落排水区域			漁業集落排水区域			合併処理浄化槽区域		
				区域人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	区域人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	区域人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	区域人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)
佐賀市	218,562	212,246	97.1	193,332	188,901	97.7	5,902	5,902	100	-	-	-	19,328	17,443	90.2
唐津市	103,349	99,548	96.3	86,547	86,187	99.6	3,588	3,588	100	2,242	2,242	100	10,972	7,531	68.6
鳥栖市	75,423	75,350	99.9	75,270	75,197	99.9	-	-	-	-	-	-	153	153	100
多久市	15,276	11,947	78.2	6,784	6,336	93.4	812	812	100	-	-	-	7,680	4,799	62.5
伊万里市	48,138	38,479	79.9	30,172	29,179	96.7	1,502	1,502	100	-	-	-	16,464	7,798	47.4
武雄市	44,046	37,517	85.2	5,325	5,325	100	8,297	8,297	100	-	-	-	30,424	23,895	78.5
鹿島市	25,117	20,913	83.3	14,296	13,748	96.2	-	-	-	-	-	-	10,821	7,165	66.2
小城市	42,300	35,601	84.2	26,228	22,211	84.7	2,377	2,377	100	-	-	-	13,695	11,013	80.4
嬉野市	22,279	17,344	77.8	7,230	7,230	100	4,978	4,978	100	-	-	-	10,071	5,136	51.0
神埼市	28,364	27,453	96.8	15,549	15,549	100	-	-	-	-	-	-	12,815	11,904	92.9
吉野ヶ里町	15,623	15,592	99.8	14,691	14,660	99.8	580	580	100	-	-	-	352	352	100
基山町	17,593	17,389	98.8	16,207	16,141	99.6	-	-	-	-	-	-	1,386	1,248	90.0
上峰町	9,011	9,011	100	-	-	-	8,857	8,857	100	-	-	-	154	154	100
みやき町	24,695	22,142	89.7	15,410	14,700	95.4	919	919	100	-	-	-	8,366	6,523	78.0
玄海町	3,939	3,931	99.8	3,069	3,069	100	333	333	100	-	-	-	537	529	98.5
有田町	16,452	15,671	95.3	8,200	8,200	100	432	432	100	-	-	-	7,820	7,039	90.0
大町町	5,253	4,106	78.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,253	4,106	78.2
江北町	9,210	9,108	98.9	7,121	7,121	100	1,556	1,556	100	-	-	-	533	431	80.9
白石町	18,700	14,425	77.1	3,950	3,950	100	3,808	3,808	100	-	-	-	10,942	6,667	60.9
太良町	6,618	4,181	63.2	-	-	-	-	-	-	433	433	100	6,185	3,748	60.6
佐賀県全体	749,948	691,954	92.3	529,381	517,704	97.8	43,941	43,941	100	2,675	2,675	100	173,951	127,634	73.4

《参考3》 R18年度末 市町別污水处理人口普及率（中期目標）

市町名	污水处理人口普及率			うち、処理区域別											
	総人口 (R19.3.31) (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	集合処理区域									個別処理区域		
				公共下水道区域			農業集落排水区域			漁業集落排水区域			合併処理浄化槽区域		
				区域人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	区域人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	区域人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	区域人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)
佐賀市	213,246	210,434	98.7	191,965	189,954	99.0	3,441	3,441	100	-	-	-	17,840	17,039	95.5
唐津市	97,132	94,629	97.4	83,418	83,348	99.9	3,046	3,046	100	1,823	1,823	100	8,845	6,412	72.5
鳥栖市	75,212	75,139	99.9	75,059	74,986	99.9	-	-	-	-	-	-	153	153	100
多久市	13,934	12,307	88.3	6,649	6,459	97.1	741	741	100	-	-	-	6,544	5,107	78.0
伊万里市	46,360	37,582	81.1	28,365	27,343	96.4	1,391	1,391	100	-	-	-	16,604	8,848	53.3
武雄市	42,154	37,058	87.9	5,083	5,083	100	7,931	7,931	100	-	-	-	29,140	24,044	82.5
鹿島市	23,672	21,824	92.2	13,948	13,718	98.4	-	-	-	-	-	-	9,724	8,106	83.4
小城市	40,960	34,801	85.0	25,555	21,399	83.7	2,280	2,280	100	-	-	-	13,125	11,122	84.7
嬉野市	20,677	16,712	80.8	6,696	6,696	100	4,444	4,444	100	-	-	-	9,537	5,572	58.4
神埼市	27,133	27,133	100	14,874	14,874	100	-	-	-	-	-	-	12,259	12,259	100
吉野ヶ里町	15,296	15,258	99.8	14,383	14,345	99.7	568	568	100	-	-	-	345	345	100
基山町	16,828	16,828	100	15,500	15,500	100	-	-	-	-	-	-	1,328	1,328	100
上峰町	8,778	8,778	100	-	-	-	8,629	8,629	100	-	-	-	149	149	100
みやき町	23,730	22,575	95.1	14,784	14,448	97.7	865	865	100	-	-	-	8,081	7,262	89.9
玄海町	3,455	3,452	99.9	2,737	2,737	100	291	291	100	-	-	-	427	424	99.3
有田町	15,258	14,573	95.5	7,604	7,604	100	401	401	100	-	-	-	7,253	6,568	90.6
大町町	4,792	4,270	89.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,792	4,270	89.1
江北町	9,002	8,905	98.9	6,962	6,962	100	1,522	1,522	100	-	-	-	518	421	81.3
白石町	17,221	13,877	80.6	3,687	3,687	100	3,506	3,506	100	-	-	-	10,028	6,684	66.7
太良町	5,787	4,109	71.0	-	-	-	-	-	-	380	380	100	5,407	3,729	69.0
佐賀県全体	720,627	680,244	94.4	517,269	509,143	98.4	39,056	39,056	100	2,203	2,203	100	162,099	129,842	80.1

《参考4》R23年度末 市町別污水处理人口普及率（長期目標）

市町名	污水处理人口普及率			うち、処理区域別											
	総人口 (R24.3.31) (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	集合処理区域									個別処理区域		
				公共下水道区域			農業集落排水区域			漁業集落排水区域			合併処理浄化槽区域		
				区域人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	区域人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	区域人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	区域人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)
				(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(%)
佐賀市	208,991	208,991	100	188,897	188,897	100	3,377	3,377	100	-	-	-	16,717	16,717	100
唐津市	93,353	91,607	98.1	81,984	81,984	100	2,630	2,630	100	1,515	1,515	100	7,224	5,478	75.8
鳥栖市	74,744	74,673	99.9	74,591	74,520	99.9	-	-	-	-	-	-	153	153	100
多久市	12,881	12,599	97.8	6,568	6,568	100	682	682	100	-	-	-	5,631	5,349	95.0
伊万里市	44,823	36,861	82.2	26,899	25,873	96.2	1,300	1,300	100	-	-	-	16,624	9,688	58.3
武雄市	40,607	35,693	87.9	4,865	4,865	100	7,639	7,639	100	-	-	-	28,103	23,189	82.5
鹿島市	22,516	22,516	100	13,670	13,670	100	-	-	-	-	-	-	8,846	8,846	100
小城市	39,600	34,166	86.3	24,793	20,835	84.0	2,206	2,206	100	-	-	-	12,601	11,125	88.3
嬉野市	19,404	16,169	83.3	6,272	6,272	100	4,020	4,020	100	-	-	-	9,112	5,877	64.5
神埼市	26,146	26,146	100	14,334	14,334	100	-	-	-	-	-	-	11,812	11,812	100
吉野ヶ里町	15,034	14,989	99.7	14,137	14,092	99.7	558	558	100	-	-	-	339	339	100
基山町	16,334	16,334	100	15,049	15,049	100	-	-	-	-	-	-	1,285	1,285	100
上峰町	8,575	8,575	100	-	-	-	8,429	8,429	100	-	-	-	146	146	100
みやき町	22,901	22,901	100	14,239	14,239	100	810	810	100	-	-	-	7,852	7,852	100
玄海町	3,187	3,187	100	2,531	2,531	100	269	269	100	-	-	-	387	387	100
有田町	14,305	13,696	95.7	7,130	7,130	100	375	375	100	-	-	-	6,800	6,191	91.0
大町町	4,442	4,304	96.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,442	4,304	96.9
江北町	8,828	8,733	98.9	6,828	6,828	100	1,492	1,492	100	-	-	-	508	413	81.3
白石町	16,100	13,411	83.3	3,433	3,433	100	3,280	3,280	100	-	-	-	9,387	6,698	71.4
太良町	5,259	4,062	77.2	-	-	-	-	-	-	346	346	100	4,913	3,716	75.6
佐賀県全体	698,030	669,613	95.9	506,220	501,120	99.0	37,067	37,067	100	1,861	1,861	100	152,882	129,565	84.7

《参考5》合併処理浄化槽区域の普及率（市町別）

市町名	令和6年度			令和13年度			令和18年度		
	区域人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	区域人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	区域人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)
佐賀市	21,925	17,410	79.4	19,328	17,443	90.2	17,840	17,039	95.5
唐津市	14,237	7,980	56.1	10,972	7,531	68.6	8,845	6,412	72.5
鳥栖市	170	153	90.0	153	153	100	153	153	100
多久市	7,215	3,428	47.5	7,680	4,799	62.5	6,544	5,107	78.0
伊万里市	16,354	6,377	39.0	16,464	7,798	47.4	16,604	8,848	53.3
武雄市	32,678	21,599	66.1	30,424	23,895	78.5	29,140	24,044	82.5
鹿島市	12,298	5,386	43.8	10,821	7,165	66.2	9,724	8,106	83.4
小城市	16,713	10,381	62.1	13,695	11,013	80.4	13,125	11,122	84.7
嬉野市	10,779	4,370	40.5	10,071	5,136	51.0	9,537	5,572	58.4
神埼市	13,226	10,073	76.2	12,815	11,904	92.9	12,259	12,259	100
吉野ヶ里町	253	242	95.7	352	352	100	345	345	100
基山町	1,309	1,020	77.9	1,386	1,248	90.0	1,328	1,328	100
上峰町	74	74	100	154	154	100	149	149	100
みやき町	8,672	5,501	63.4	8,366	6,523	78.0	8,081	7,262	89.9
玄海町	782	702	89.8	537	529	98.5	427	424	99.3
有田町	8,786	5,869	66.8	7,820	7,039	90.0	7,253	6,568	90.6
大町町	5,884	3,737	63.5	5,253	4,106	78.2	4,792	4,270	89.1
江北町	541	451	83.4	533	431	80.9	518	421	81.3
白石町	11,949	6,742	56.4	10,942	6,667	60.9	10,028	6,684	66.7
太良町	7,288	3,792	52.0	6,185	3,748	60.6	5,407	3,729	69.0
佐賀県全体	191,133	115,287	60.3	173,951	127,634	73.4	162,099	129,842	80.1

《参考6》 集合処理区域の接続率（市町別）

市町名	令和6年度			令和13年度			令和18年度		
	普及人口 (人)	接続人口 (人)	接続率 (%)	普及人口 (人)	接続人口 (人)	接続率 (%)	普及人口 (人)	接続人口 (人)	接続率 (%)
佐賀市	196,484	179,916	91.6	194,803	178,809	91.8	193,395	177,531	91.8
唐津市	96,588	91,253	94.5	92,017	88,565	96.2	88,217	86,190	97.7
鳥栖市	73,929	68,776	93.0	75,197	69,465	92.4	74,986	69,271	92.4
多久市	7,019	5,551	79.1	7,092	5,960	84.0	7,181	6,307	87.8
伊万里市	31,240	30,301	97.0	28,126	27,293	97.0	26,179	25,416	97.1
武雄市	12,997	8,947	68.8	13,622	9,607	70.5	13,014	10,264	78.9
鹿島市	12,773	9,356	73.2	13,140	10,774	82.0	13,319	11,499	86.3
小城市	24,616	18,551	75.4	23,266	22,158	95.2	22,344	21,653	96.9
嬉野市	13,581	9,719	71.6	12,208	9,597	78.6	11,140	9,492	85.2
神埼市	15,271	11,595	75.9	15,549	15,549	100	14,874	14,874	100
吉野ヶ里町	15,685	14,903	95.0	15,240	14,308	93.9	14,913	13,980	93.7
基山町	13,988	13,778	98.5	15,155	15,068	99.4	15,500	15,500	100
上峰町	9,822	9,295	94.6	8,857	8,463	95.6	8,629	8,418	97.6
みやき町	12,972	11,069	85.3	14,977	13,001	86.8	16,137	14,239	88.2
玄海町	3,973	3,713	93.5	3,230	3,036	94.0	2,806	2,637	94.0
有田町	9,612	6,606	68.7	8,632	7,190	83.3	8,005	7,405	92.5
大町町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
江北町	9,007	7,715	85.7	8,677	7,354	84.8	8,484	7,190	84.7
白石町	8,924	6,403	71.8	7,758	5,864	75.6	7,193	5,736	79.7
太良町	488	480	98.4	433	406	93.8	380	356	93.7
佐賀県全体	568,969	507,927	89.3	557,979	512,467	91.8	546,696	507,958	92.9

《参考 7》生活排水処理施設の効率的な整備推進を目指した各市町の取組

整備目標 (中期)	令和18年度末における 汚水処理人口普及率		【主な取組】 低コストな整備手法（道路線形に合わせた施工など）を取り入れた下水道の整備 民間の力を取り入れたPFI方式や、公共浄化槽等整備推進事業による合併処理浄化槽の整備 地区説明会など様々な広報活動による合併処理浄化槽の整備促進 配管費用や単独浄化槽撤去費用に対する助成
目標値 (%)	行政人口 (千人)	汚水処理普及人口 (千人)	
94%	720.6	680.2	

市町名	目標 普及率 (%)	行政 人口 (千人)	汚水処理 普及人口 (千人)	R18末の目標普及率に向けた県内市町の実行メニュー	
佐賀市	99%	213.2	210.4	【浄化槽】	地区別説明会や広報誌等で、既設合併処理浄化槽の帰属について積極的にPRするとともに、公共浄化槽等整備推進事業を推進する。
唐津市	97%	97.1	94.6	【浄化槽】	P F I 手法を活用した民間業者の営業活動による公共浄化槽等整備推進事業の推進を図るとともに、単独処理浄化槽撤去補助を活用する。
鳥栖市	99%	75.2	75.1	【浄化槽】	合併処理浄化槽設置費及び維持管理費の助成（市単独）による普及促進を図る
多久市	88%	13.9	12.3	【下水道】	引き続き低コストな整備手法（改良型伏越しの採用等）を積極的に採用し、北多久地区の約84%の整備完了を目指す。
				【浄化槽】	広報誌等を活用し、未整備地区の合併処理浄化槽の整備促進を行う。
伊万里市	81%	46.4	37.6	【浄化槽】	浄化槽設置整備事業補助金活用した合併処理浄化槽の普及促進を行う。
武雄市	88%	42.2	37.1	【浄化槽】	公共浄化槽等整備推進事業の推進。
鹿島市	92%	23.7	21.8	【浄化槽】	浄化槽設置整備事業の補助制度を継続する。
小城市	85%	41.0	34.8	【浄化槽】	市報・出前授業講座等のPR活動により公共浄化槽等整備推進事業を促進していく。
嬉野市	81%	20.7	16.7	【浄化槽】	公共浄化槽等整備推進事業の推進。
神埼市	100%	27.1	27.1	【浄化槽】	公共浄化槽等整備推進事業の推進。
吉野ヶ里町	99%	15.3	15.3	【浄化槽】	単独処理浄化槽やくみ取り槽を合併処理浄化槽への転換を働きかけるとともに、合併処理浄化槽設置費に対する補助による普及促進を図る。
基山町	100%	16.8	16.8	【浄化槽】	浄化槽設置整備事業の推進にあわせて、合併処理浄化槽の維持管理に対する補助メニューの充実（例：更新に係る補助メニューの新設）を図り、更なる浄化槽設置整備事業の推進を行う。
上峰町	100%	8.8	8.8		
みやき町	95%	23.7	22.6	【浄化槽】	公共浄化槽等整備推進事業について、事業運営手法（直営・指定管理・PFIなど）を検討し、維持管理費の縮減を図る。更新時期を迎える帰属浄化槽について、計画的な整備を行う。
玄海町	99%	3.5	3.5	【浄化槽】	合併処理浄化槽設置費及び維持管理費の補助（町単独）による普及促進を図る。
有田町	96%	15.3	14.6	【浄化槽】	公共浄化槽等整備推進事業の推進。
大町町	89%	4.8	4.3	【浄化槽】	広報誌・ホームページ等で合併処理浄化槽設置の補助制度の周知・啓発し、浄化槽設置整備事業の整備促進を図る。
江北町	99%	9.0	8.9	【浄化槽】	町単独事業も含めた浄化槽設置整備事業の推進を図る。
白石町	81%	17.2	13.9	【浄化槽】	浄化槽設置整備事業の推進。
太良町	71%	5.8	4.1	【浄化槽】	広報誌やケーブルテレビ、LINEで情報発信を行い、浄化槽設置整備事業を推進する。 宅内配管費用や撤去費用の補助によるくみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。

※【下水道】：下水道排水施設、【浄化槽】：合併処理浄化槽施設

佐賀県県土整備部下水道課

〒840-8570 佐賀市場内一丁目1-59

電話：0952-25-7185

FAX：0952-25-7537

Eメール：gesuidou@pref.saga.lg.jp